

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県柏崎マリーナ条例（平成2年新潟県条例第17号、以下「条例」という。）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和7年7月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

柏崎マリーナ

イ 対象業務

(7) 柏崎マリーナの施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 柏崎マリーナにおける条例第5条第1項に規定する使用の許可に関する業務

(ロ) 柏崎マリーナにおける条例第11条第1項に規定する許可の取消し等（第5条第1項に規定する使用の許可に係る許可の取消し及び条件の変更に限る。）に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による中間評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課管理係

電話番号 025-280-5466（直通）

FAX番号 025-285-9375

(2) 募集要項の配布方法

令和7年7月15日（火）から8月29日（金）まで、前記3(1)の配布場所で配布する。

本件募集要項等については、新潟県交通政策局港湾整備課ホームページからも入手できる。

(3) 申請書類の提出期間

令和7年7月15日（火）から8月29日（金）まで

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。